

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101 22.104 22.106 箇条 25 25.7	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 アイロンは、スタンドを備えていなければならない。 22.104 19.4 及び 22.7 の試験中に、動作する圧力制限保護装置は、直径 5 mm 以上、又は面積 20 mm <sup>2</sup> かつ 4 mm 以上の幅のインレット開口部をもたなければならない。アウトレット開口部の面積は、インレット開口部の面積より大きくななければならない。 22.106 アイロンかけのときにスタンドをアイロンに接続することもできるコードレスアイロンは、アイロンをかけている間にアイロンを接続するスタンドに十分に保持する構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ルキャブタイヤケーブルは、用いてはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.7  22.103  22.107	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。  箇条 22 構造 22.7 圧力式スチームアイロン及び瞬間スチームアイロンは、過度の圧力の危険に対して、十分な安全装置を組み込まなければならない。  22.103 独立したボイラをもつスチームアイロンのボイラは、工具を用いるときに限り触れることができる、1 個以上の非自己復帰形温度過昇防止装置を組み込んでいなければならない。  22.107 一つに接続した複数の水タンクを内蔵する圧力式スチームアイロンは、加熱素子を内蔵する各タンクに圧力制限用保護装置を内蔵しなければならない。一つに接続した複数のボイラを内蔵する圧力式スチームアイロンは、各ボイラに圧力制限用保護装置を内蔵しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	■該当 □非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。  箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、定格電力を、表示しなければならない。分離したスタンドには、次の内容を表示しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－製造業者又は責任をもつ販売業者の名称、商標又は識別記号</li> <li>－スタンドのモデル又は形式</li> </ul> <p>コードレスアイロンのスタンドには、次の表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－定格電圧又は定格電圧範囲</li> <li>－定格入力</li> </ul> <p>7.12 取扱説明書には、次の内容を含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－使用者は、電源に接続している間、アイロンを放置して、その場所を離れてはならない</li> <li>－スチームアイロン及び水をスプレする装置を組み込んでいるアイロンの電源コードのプラグは、水タンクに注水する前に、コンセントから外さなければならない</li> <li>－使用中に、加圧下にある給水用、石灰の除去用、すすぎ用、又は検査用の開口部を開けてはならない（加圧する部分をもつスチームアイロンだけに適用）</li> <li>－コードレスアイロンの場合、アイロンは専用のスタンドを用いる</li> <li>－旅行用アイロンは、通常の使用頻度を目的としていない</li> <li>－アイロンは、平らで安定した表面上で使用し、そして、</li> </ul>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					置かなければならない －アイロンをスタンドに載せるとき、スタンドを置いた表面は安定していなければならない －アイロンを落としたとき、目に見える損傷があった場合、又は漏れを起こしている場合は使用してはならない	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.105  箇条 25 25.14	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条18を除く。) 箇条 22 構造 22.105 コードレスアイロンの接続接点は、通電あり及びなしの状態で各 50 000 回着脱した後、アイロンは更に用いることができ、8.1、16.3、27.5 及び箇条 29 に適合しなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 独立した水タンク又はボイラをもつスチームアイロンのスチームホース及び相互接続コードは、20 000 回の折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。 電源コードは、負荷 10N、角度 180°、回数 2 000 回の折り曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6	箇条 6 分類 (第1部の規定による。) クラス 0 機器は、定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条 7 7.12  箇条 15 15.1  箇条 22 22.44	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明  7.12 補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載しなければならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 15 耐湿性等  15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造  22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 22 22.21  箇条 24  箇条 30	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。）  モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条 22 構造  22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 24 部品（第 1 部の規定による。）  部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。  箇条 30 耐熱性及び耐火性	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				30.1	30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8  箇条 22  箇条 25 25.22  箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。  箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13  箇条 16 箇条 22 22.5	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。）  箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号続 き				箇条 27	電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第 1 部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0 I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7	第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 圧力式スチームアイロン及び瞬間スチームアイロンは、スチーム又は熱湯が保護装置を通して噴出した場合、電気絶縁は悪影響を受けてはならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 19  箇条 30 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7 22.102	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 圧力式スチームアイロン及び瞬間スチームアイロンは、スチーム又は熱湯が保護装置を通して噴出した場合、使用者が危険にさらされてはならない。 22.102 スチームアイロンは、アイロンを取扱説明書に従って用いるとき、使用者が危険にさらされるようないっ水、及びスチーム又は熱湯の突然の噴出がないような構造でなければならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 22.7 圧力式スチームアイロンの場合、あらゆる圧力制限用保護装置を動作不能にし、ボイラ中の圧力を水圧で規定の圧力まで上昇したとき、1 分間耐えなければならない。ボイラ内の圧力を受けるホースも水圧試験を行わなければならない。ボイラ内に蒸気の供給を調整する装置をもつ圧力式スチームアイロンは全ての圧力調整装置を動作不能にした状態で、かけ面の全ての開放口を密閉し、蒸気供給調整装置は開放したとき、ボイラの外郭内の故意に弱くした部分を除き、ホースから漏れがあってはならない。瞬	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					間スチームアイロンの場合、かけ面にある全ての穴及び保護装置を通る出口を密閉し、規定の圧力まで上昇したとき、1分間耐えなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.101  21.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 アイロンは、通常の使用状態で鋼板の上に高さ40mmから1000回落下させたとき、この規格に要求事項に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。 21.102 アイロンは、使用状態で硬材板に高さ900mmから、右側面、左側面及び後端の方向から落下させたとき、この規格の要求事項への適合が損なわれるような損傷が生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19  箇条 22 22.22  22.23	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				22.41  箇条 32	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んで はならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部 の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発 せられる電磁波 による危害の防 止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ る電磁波が、外部に発生しないように措置さ れているものとする。	■該当  □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部 の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮 した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される 無監視状態での運転においても、人体に危害 を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないように設計され、及び必要に応じて適切 な表示をされているものとする。	■該当  □非該当	箇条 7.12	箇条 7.12 表示、及び取扱説明又は据付説明 取扱説明書には、次の内容を含まなければならない。 －使用者は、電源に接続している間、アイロンを放置して、 その場所を離れてはならない。	
第十五 条第 1 項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害 を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないものとする。	■該当  □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。）  異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして はならない。	
第十五 条第 2 項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	■該当  □非該当	箇条 22  22.103	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次に よる。  箇条 22 構造  22.103 独立したボイラをもつスチームアイロンのボイラ は、工具を用いるときに限り触れることができる、1 個以	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				箇条 24 24.101	上の非自己復帰形温度過昇防止装置を組み込んでいなければならない。 箇条 24 部品 24.101 19.4 に適合するためにアイロンに組み込まれた装置は、工具を用いるときに限り触れることができる非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10  箇条 19	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				箇条 25 25.8	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード  25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第 1 部の規定による。)	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11  19.11.4  箇条 29	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。)  19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。  19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。  箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第 1 部の規定による。)  機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.15 独立した水タンク又はボイラをもつスチームアイロンの全定格入力、電源端子又は電源コードを含む部分に表示しなければならない。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-3:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—